

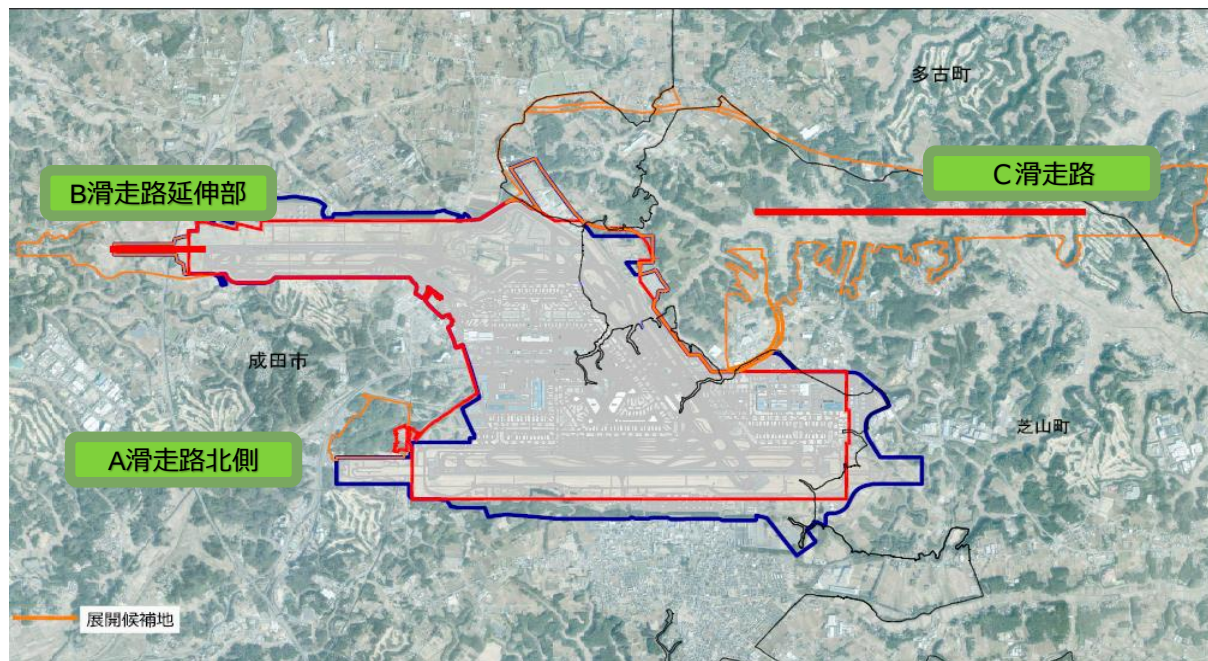
成田国際空港の更なる機能強化 四者協議会（2018年3月13日）以降の取組み

成田国際空港株式会社
2019年2月4日



同意書の取得状況について

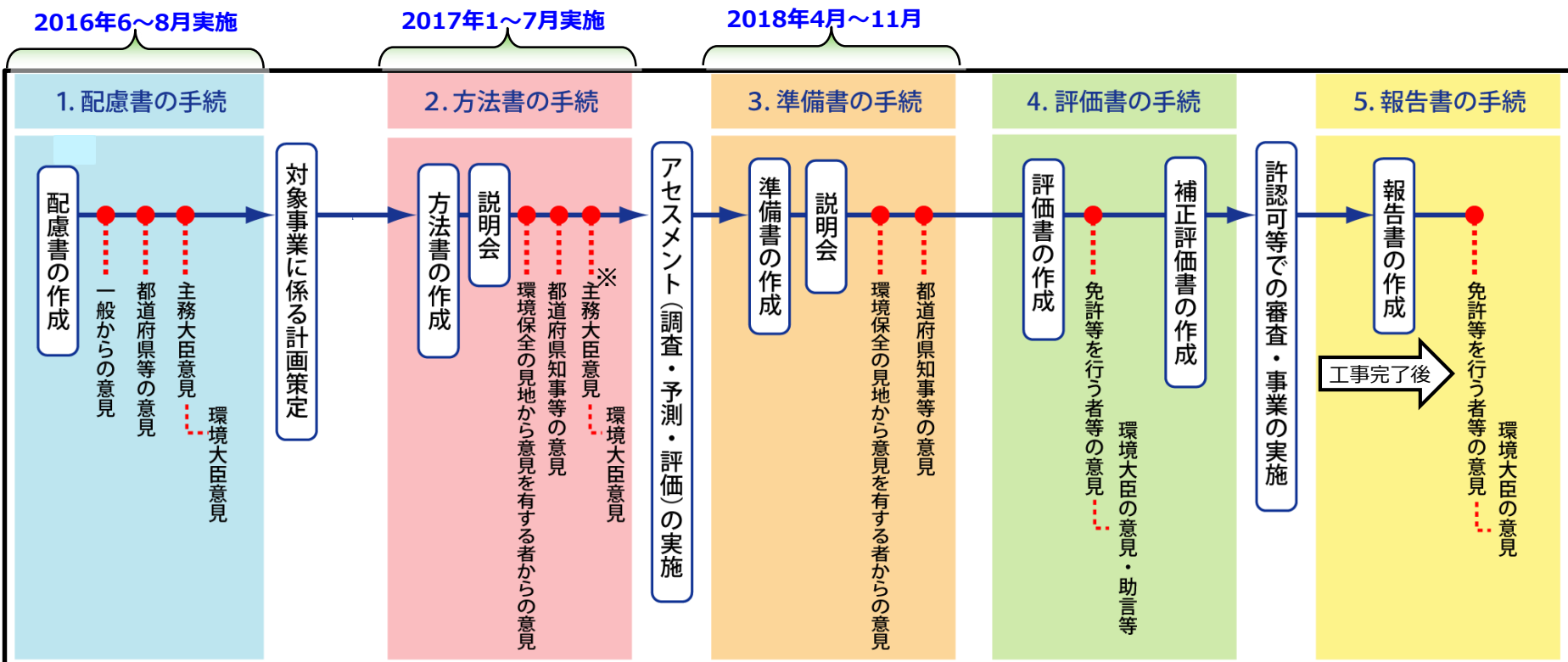
- 現在、航空法の空港等変更許可申請に必要な地権者の方からの同意書取得を進めているところ。
- 空港拡張予定地約1,000ヘクタールのうち約8割の土地について見通しが立ちつつある状況となった。



	空港拡張予定地	同意書取得・見通し (2018年10月末時点)
民有地	約 730 ha	560 ha
公用地	約 110 ha	110 ha
NAA所有地	約 160 ha	160 ha
合 計	約 1,000 ha	830 ha

環境アセスメントの手続きについて

- 環境影響評価は、5つのステージに分かれ、これを2016年度から順次実施。
 - 配慮書の手続：計画の立案段階において、適正な配慮をするべき事項について検討し、配慮書として公表し、意見を聴く。
 - 方法書の手続：どのような方法で環境アセスメントを実施していくのか計画し、方法書として公表し、意見を聴く。
 - 準備書の手続：方法書に基づき調査・予測・評価を行い、その結果及び環境保全措置の内容を準備書として公表し、意見を聴く。
 - 評価書の手続：準備書に対する意見を踏まえてその内容を修正し、評価書を作成し、国土交通大臣へ送付する。
評価書に対する国土交通大臣意見を踏まえてその内容を補正し、最終的な評価書として公表する。
 - 報告書の手続：事業着手後の環境の変化をモニタリング（事後調査）して、報告書として公表し、意見を聴く。
- 2016年6月9日に配慮書手続を開始し、8月25日付けで国土交通大臣意見を受領し、配慮書手続終了。
- 2017年1月25日に方法書手続を開始し、7月5日付けで茨城県知事意見、7月10日付けで千葉県知事意見を受領し、方法書手続終了。
- 2018年4月24日に準備書手続を開始し、11月2日付けで茨城県知事意見、11月7日付けで千葉県知事意見を受領し、準備書手続終了。



※方法書への主務大臣意見は、助言を受けたい申出を行っていないため、受領していない。

環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」より

内窓設置工事の取組みについて

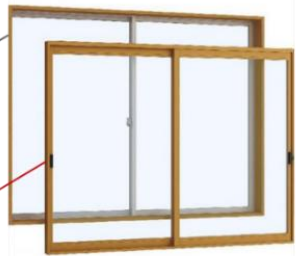
1. 制度概要

- 夜間の安眠を確保するため、深夜早朝対策として、既存の防音工事と併せて、35～40dB程度の防音効果が見込まれる、内窓を寝室に設置するとともに、壁・天井の工事が実施されてない場合には、一定の限度額の範囲内で補完工事を行う。
- 「寝室」であれば、現に居住する家族の人数分の部屋に対し行う。
- 対象範囲については、騒特法航空機騒音障害防止地区内（Lden62dB内）及び、A滑走路の防止地区とB滑走路又はC滑走路の防止地区に挟まれた、いわゆる谷間地域を対象とする。具体的な谷間地域の対象範囲は今後関係者と協議する。
- 開始時期については、A滑走路の防止地区は2018年10月1日より、その他の範囲は、騒防法及び騒特法の新たな告示がともに行われた後、速やかに実施する。



2. 周知活動

- 住民説明会の開催（成田市:6回、芝山町:2回、横芝光町:3回の計10回）
- 対象世帯へのDM郵送（事業開始前1回、開始後2回の計3回）
- 2018年9月12日、内窓効果体験住宅（成田市西大須賀）をオープン。2月1日から3月31日（土曜・祝日除く）の間、電話予約なしで一般開放。
- なお、内窓効果体験住宅では、1月31日現在、350名の方に訪れて頂いている。



3. 進捗状況（1月31日現在）

	成田市	芝山町	横芝光町	山武市	合計
対象数	498件	233件	120件	23件	874件
申請数	67件	14件	7件	3件	91件

※ **A滑走路の夜間飛行制限緩和に向けて、1軒でも多くの方々に内窓を設置頂けるよう引き続き周知活動に努めるとともに、頂いた申請に対しては迅速に設置して参りたい。**

既存防音工事の充実について

1. 制度概要

■ ペアガラスへの助成

防音工事において、標準仕様に準ずる仕様として、市販防音サッシとペアガラスの合計額に対して、特殊防音サッシと単板ガラスの合計額を超えない範囲で助成する。

■ 防音工事限度額の柔軟化

複数の部屋がある住宅に一人住まいをしている場合、離れて暮らす子や孫がおられる場合、子や孫の人数にかかわらず、1人世帯を2人世帯とみなすことにより防音工事の限度額を引き上げる。

■ 浴室、洗面所、トイレを含む外郭防音化

従来の防音工事では、浴室、洗面所、トイレ等については、入り口の建具を防音化する工事（防音建具の設置）を行っていたが、浴室・洗面所・トイレ等についても外郭の防音工事をする方が室内の建具を防音化するよりも合理的と認められる場合には、限度額の範囲内で外郭の防音工事を可能とする。

2. 対象エリア

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
（騒防法）第1種区域内（A滑走路側）

※防音工事をこれから行う住宅が対象となる。

3. 適用開始日

2018年10月1日

※上記以外の対象エリアの適用開始日については騒防法の新たな告示が行われた後、速やかに実施する。

4. 進捗状況（2019年1月末現在）

①	ペアガラスへの助成	5件
②	防音工事限度額の柔軟化	0件
③	浴室、洗面所、トイレを含む外郭防音化	5件

- 原因者である航空会社に対して、防止対策の一層の徹底を働きかけるとともに、万が一落下物が発生してしまった場合には、落下物被害に遭われた方を支援する制度を2018年4月1日に創設した。

制度概要

1. 見舞金のお支払い

→成田空港を離着陸した航空機からの落下物と認定された場合に、N A Aから所定の見舞金を支払う。
(落下物により生じる損害に対する賠償は、引き続き航空会社が行う。)

2. 立替金のお支払い

→落下物と認定されたものの、その原因となる航空会社を直ちに特定することができない場合において迅速な落下物被害救済を図るため、被害を受けた方へN A Aが一時的に立替金を支払い、航空会社が特定された後に当該社に対してN A Aから求償する。

3. 航空会社との間における調整等、各種サポート

→航空機からの落下物と疑われるような事案が発生した場合において、N A Aが、地域住民の皆様と航空会社との間に入って迅速かつ丁寧な調整を行うなど、地域住民の方々の負担を少しでも減らせるようサポートを行う。

例：エアライン特定前の空港事務所との共同調査、被害を受けた地域住民への迅速な情報提供、
エアライン特定後の当該社への求償手続き支援 等

